

# 商工農林水産委員会記録

[第2日目]

1 日 時 平成29年12月15日(金曜日)

開 会 午前 9時57分

閉 会 午前10時48分

2 場 所 第3委員会室

3 出席委員 9人

委員長 成田光雄

副委員長 高田真里

委員 泉英之

// 小西直樹

// 大島満

// 橋本雅雄

// 佐藤則寿

// 金厚有豊

// 柞山数男

4 欠席委員 0人

## 5 説明のため出席した者

### 【農業委員会】

事務局長	増山 聡
事務局次長	高嶋 善秀
事務局長代理（振興係長）	喜多 伸吉

### 【農林水産部】

農林水産部長	篇原 幸則
農林水産部理事（部次長）	松島 十三男
部次長（技術担当）	井水 清智
農林事務所長	大沢 亮
地方卸売市場長	経塚 達也
農政企画課長	池口 昌博
農業水産課長	本林 成元
森林政策課長	桐溪 修一
農村整備課長	前田 信康
農林事務所農業振興課長	浅畑 義仁
農林事務所農地林務課長	谷井 政人
地方卸売市場次長	野村 学
営農サポートセンター所長	吉野 敦
農政企画課主幹（調整担当）	三邊 泰弘

## 6 職務のために出席した者

### 【議会事務局】

議事調査課副主幹	朝倉 雅彦
議事調査課副主幹（議事係長）	石黒 隆司
議事調査課主任	平野 霞

## 7 会議の概要

委員長 ただいまから、商工農林水産委員会を開きます。  
これより、農業委員会所管分の議案の審査を行います。

議案第118号 平成29年度富山市一般会計  
補正予算（第5号）、第1条歳入歳出予算の補  
正中、歳出第6款農林水産業費中、農業委員会  
所管分

を議題といたします。

これより、当局の説明を求めます。

農業委員会 〔挨拶及び

事務局長 議案第118号中

農業委員会所管分の人件費について、  
議案書により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ないようですので、これをもって、議案の質疑  
を終結いたします。

これより、議案第118号中農業委員会所管分  
の討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

討論なしと認めます。

これより、議案第118号中農業委員会所管分を採決いたします。

本案件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

御異議なしと認めます。

よって、本案件は、原案可決されました。

以上で、農業委員会所管分の議案の審査を終了いたします。

次に、農業委員会所管分で、ただいまの議案以外に、何か質問はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長

ないようですので、この程度にとどめます。

以上で、農業委員会所管分を終了いたします。

農業委員会の皆さんは、退室願います。

説明員を交代いたしますので、しばらくお待ちください。

〔農業委員会退室／農林水産部入室〕

委員長

これより、農林水産部所管分の議案の審査を行います。

議案第118号 平成29年度富山市一般会計補正予算（第5号）、第1条歳入歳出予算の補正中、歳出第6款農林水産業費中、農林水産部所管分、第11款災害復旧費中、農林水産部所管分、第2条繰越明許費中、農林水産部所管分、議案第124号 平成29年度富山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、議案第125号 平成29年度富山市公設地方卸売市場事業特別会計補正予算（第2号）、議案第132号 富山市八尾ゆめの森交流施設条例の一部を改正する条例制定の件、議案第133号 富山市林道条例の一部を改正する条例制定の件、以上5件を一括議題といたします。これより、順次、当局の説明を求めます。

農林水産部長 〔挨拶〕

農林水産部理事 〔議案第118号中  
農林水産部所管分の概要について、  
議案第124号、議案第125号の概要について、  
議案説明資料により説明〕

農業水産課長 〔議案第118号中  
野菜振興対策事業について、

漁港管理費について、  
漁港施設災害復旧事業費について、  
議案説明資料により説明]

農村整備課長 〔議案第118号中  
多面的機能支払交付金事業について、  
土地改良事業補助金（県営土地改良事業）につ  
いて、  
土地改良事業補助金について、  
議案第124号について、  
議案書及び議案説明資料により説明]

農林事務所 〔議案第132号について、  
農業振興課長 議案説明資料により説明]

農林事務所 〔議案第133号について、  
農地林務課長 議案説明資料により説明]

委員長 これより、質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

大島委員 議案説明資料5ページの多面的機能支払交付金  
事業における交付金の返還について、交付金を  
国、県へ返還するというところでございますが、  
たしか5年に1回、返還の時期があって、なか  
なかその返還を個別案件では受け付けてくれな  
いのですが、これについては公の事業であると

か、何か特別な理由があって認められるのでしょうか。

農村整備課長 こちらの案件については、農地を今まで使っていたものと違うもの一駐車場にしたとか、そういったときに、今までのその農地の交付金の対象外になるということで、返還になるものでございます。

大島委員 それはわかるのですけれども、今まででしたら個別案件では返還すること自体を認めていただけなかったというふうにお聞きしているのですが、個別案件でもこれからは返還をすれば農地転用は可能なのかどうかという意味でお尋ねいたしました。

農村整備課長 農地転用自体はこの多面的機能支払交付金事業の中で認める、認めないというものではないので、多面的機能支払交付金事業においてその地域の田畑を対象に活動するということで申請しておられて、その中で申請農地が転用されたといった場合に、その部分については返還するという規定になっております。

大島委員 重ねてですが、その地域で一部でも農地転用があれば、その地域は5年間さかのぼって全てを返還するというところでよろしいですか。

農村整備課長 全てというよりは、その転用になった農地の面積分だけでございます。

柞山委員 議案説明資料の3ページにあります漁港管理費について、厳密な査定はしていないということですが、この水橋フィッシャリーナの係留施設は、工事の期間によっては来年度、どの程度の使用ができるのか、いわゆる工事のスケジュールというか一ホタルイカ漁のときは工事ができないという話もあり、工事の期間が限られるというようなことも聞いております。工事の予定についてちょっとお伺いいたします。

農業水産課長 水橋フィッシャリーナの復旧におきましては、まず基本構想を一旦つくります。これにつきましては現在、委託をかけておりまして、それが来年1月中くらいに出るだろうということになっております。それを受けまして、陸上での工事に入ります。これは補正予算で要求させていただきました工事費を使いまして、ある程度、棧橋等を組み立てるといった陸上での工事を行いまして、その後、海上で設置することになりますが、委員がおっしゃいましたとおり、ホタルイカ漁が大体6月くらいまでは行われますので、海上での設置は来年の7月に入ってからになるのではないかと考えております。それで、海上設置の工事につきましては、工法自体も決



まっておりますので、はっきりしておりませんけれども、こちらの考え、希望といたしましては、2カ月か3カ月か、大体この程度で来年の夏いっぱい、あるいは秋には何とか復旧したいと考えているところでございます。

柞山委員 今現在は冬季ですから、船は上げてしまっていますが、係留しておられた会員の皆さん一契約されていた方々への周知というか、契約の内容などはどのようになっているのですか。

農業水産課長 契約者に対しましては、指定管理者であるNPO法人浦島倶楽部が説明会を行っております。それには私どもも参加させていただいたのですが、先月の18日と19日、2日間に分けて説明会を行っております。その際、利用者の方々に対しましては今後の復旧見込み等の説明をしたところでございます。

柞山委員 今ほど説明していただいたとおり、ホタルイカ漁の時期、あるいはまた工事などが2カ月ほどに及ぶということになると、ボートを持って行って、使用しようと思っても来年度は使用できる期間が短くなるわけですが、そのことも契約者には周知してあるのですか。

農業水産課長 実際の工事につきましては、浮き桟橋の施工方

法であるとかレイアウト等も含めて、再度検討することとなりまして、実際にどの期間に使用できないということは、正直、はっきりしておりません。ですから、工事に入るということは周知しておりますけれども、期間については明確には説明しておりません。

佐藤委員 関連して、この修繕等に関して次回3月議会にも補正予算を要求するという事で、反対をするものではありませんが、今ほど柝山委員からお話がありましたけれども、この利用者の方の被害状況についてはどの程度掌握されているのですか。

農業水産課長 水橋フィッシャリーナにつきましては、被災前は水面係留の船が86艘ございました。台風が来るということで、所有者から連絡があって事前に陸上に上げた船が9艘ございました。ですから、実際に水面にあったのは77艘になるわけですが、その被害の内訳といたしましては、転覆した艇が6艇、損傷のあった艇が41艇、残り30艇につきましては被害がなかったということになっております。

佐藤委員 それで、管理費等々において限界もあると思うのですけれども、昔は結構不法にあちこちにとめていたということがあり、管理費を払ってこ

ちらを利用しているということで、利用者も市で整備していただいていることに感謝をしてここに停留していたわけですけれども、当然、市で補償するというのは現実にはなかなか難しいと思うのです。一般的に漁業組合などに加入されている方や普通の漁業をされている方は船などの修繕等、いろいろ保険があると思うのですけれども、そういった保険はあるのでしょうか。

農業水産課長 水橋フィッシャリーナの利用者におきましては、利用契約を結ぶ際に保険に入っていたきたいという趣旨を御理解いただいて契約をしていただいているのですが、その保険の内容が、例えば船と船がぶつかったとか、操作を間違えて水橋フィッシャリーナの施設自体に被害を及ぼしたとか、そういった内容の保険でございまして、自然災害で破損した場合に対応できる保険は全くないわけではないのですけれども、ほとんどないと聞いております。

佐藤委員 自然災害ですので、当然そういったもので補償されるような保険というと相当高額なものになってしまうと思うのですが、市でこういった整備をしたことも考えますと、先ほど担当課長からも説明がありましたけれども、やはり今後は個人の資産ではありますが、被害を最小限にするような方策といたしますか、配慮といたしますか、

今後の施策について最後にお聞きしたいと思います。

農業水産課長 今回の台風により、多大な被害が発生したということで、水橋フィッシャリーナを御利用いただいていた方には大変申しわけないと思っております。今後の対策でございますけれども、まず1つは先ほど申しました新たに設置する浮き棧橋の構造やレイアウトについて、今回の被災状況を踏まえた上で設計していくということ、それとやはり運営上の問題が大きいと考えております。例えば、船を陸に上げていけば被害を受けなかったということは当然ですので、利用者と指定管理者の間で、こういうような際には船を陸に上げるという取決めをきちっとする、あるいは船が陸上にない場合は自己責任になるということを確認にした上で今後の運営を図っていただくということが重要ではないかと考えております。

佐藤委員 ありがとうございます。何となく曖昧になっていたことがあった中での今回の被災でしたので、そういう変な意味での苦情はそう多くはなかったと思うのですが、やはり当初から漠然とした不安が私の耳にさえ聞こえていましたので、また契約等もしっかりとしていただきたいと思います。

小西委員

同じような質問ですけれども、議案説明資料の4ページに水橋漁港西防波堤及び防波堤安全施設の復旧工事について記載があります。それから議案説明資料の3ページにも水橋フィッシャリーナ水面係留施設等の復旧工事について記載がありますけれども、復旧工事の内容について、特に係留施設については改良というか、何か少しやっていくということですが、同じような台風が来た場合に、二度とこのようなことが起きないように構造にするなど、よろしくお願いしたいと思います。

農業水産課長

防波堤の整備につきましては、国の事業を活用して行っているということで、当然、国と県の基準に基づいて整備させていただいております。その基準というのは、やはり沖波等の高さなどを設定して、それに耐え得る行動をします。ですから、安全性は確保されているのですが、想定を超えるような自然現象につきましては、やはりどうしても破損等が生じる可能性は出てくるというところであります。それで、災害復旧におきましては、原形復旧が基本となっておりますので、とりあえず、原形に復旧した後、現在、水橋漁港におきましては、漁港施設の強化事業に手を挙げておりますので、その中で対応していけないかということを経後、国等と協議してまいりたいと思っております。

小西委員 議案書の23ページ、24ページに、林業と水産業の中で、恐らく1名分だと思いますが、人件費が減額になっているわけですが、特に林業などはいろいろな問題があって、自然災害も含めて林業における森林の活用ということも含めると、やはり富山においても森林がたくさんあるわけですから、非常に大事な産業だと思うのです。そこで、このように人が減っているのかという問題があり、むしろ、こういう分野については人材も含めて補強すべきだと思いますけれども、この件についての考えを聞きたいと思います。

森林政策課長 今、委員がおっしゃいました、人件費の補正につきましては、人員の減という形ではなくて、役職者と若い方との、その辺の調整の部分で人件費が下がっているということでございます。昨年度の当初予算の時点における役職の方の予算で見られていたというところがございしますので、人員そのものについては特に減になっているものではございません。

小西委員 今後の人材の補強というか、そういうことはお考えでしょうか。

森林政策課長 委員がおっしゃるとおり、森林関係については、今般の森林環境税等の国の税制大綱でも重要だ

ということで出ておりますので、原課サイドとしてはぜひ増員していただきたいというふうにお願いをしているところでございます。

泉委員 議案説明資料の2ページになりますが、園芸作物の台風21号の被害について、リンゴのほうは被害の原因が概ね暴風雨であっただろうとは思いますが、白ネギはどんな被害を受けて今この助成に至ったのかお聞かせください。

農業水産課長 白ネギにつきましては、土寄せと言いまして、軟白部分をつくるために、泥をだんだん寄せていくのですけれども、やはり強い風に吹かれますと、その泥を寄せてある部分とその上に出ている青い部分とはどうしても弱くなってしまい、風で倒されて折れるといった被害が生じました。ですから、その傷ついた部分に対しては防除も必要ですし、木自体が弱っておりますので、少し肥料をやって、樹体を回復してやるといった作業を支援するものでございます。

泉委員 その防除に関して、ネギにおいて、例えば風に対する防除というのは、具体的にどのようなことなのか。

農業水産課長 傷がついたところから病気が入るわけですので、防除につきましては殺菌剤による防除になります。

す。

泉委員           もう1つ、大きな額にはなっていませんけれども、今回の台風21号の被害を受けた富山市におけるネギの生産地は地域的にはどのあたりのことなのでしょう。

農業水産課長   白ネギの被害が発生した地域につきましては、八ヶ山及び中央地区と言いまして、なのはな農協管内で3.1ヘクタールとなっております。

（「リンゴのことではないか」と発言する者あり）

農業水産課長   リンゴのことですか。

泉委員           いやいや、ネギです。

農業水産課長   ネギですよ。あとは、大沢野地域の船峯地区で1ヘクタール、大山地域、婦中地域でそれぞれ0.5ヘクタールになります。

大島委員       議案説明資料10ページの八尾ゆめの森交流施設の条例改正について、現在の宿泊稼働率と、料金の値上げをした場合における収支の改善というのはどのくらいの予想で見ているのか御質問いたします。



農林事務所 農林事務所  
農業振興課長 農業振興課長

まず現在の客室宿泊稼働率ですけれども、平成28年度で54.3%でございます。それと今回の値上げといたしますか、あくまでもこれは限度額でございますので、当然、指定管理者がその中でいかに設定していくかという課題があるわけですけれども、指定管理者では、四、五百万円程度の増額になればというような思いがでございます。

大島委員

おわら風の盆の前夜祭から本番—8月20日から9月3日までの宿泊稼働率は特別にわかりますか。もしわからなければ後からでも結構でございます。

農林事務所 農林事務所  
農業振興課長 農業振興課長

おわら風の盆の期間—9月1日、2日、3日における宿泊稼働率は100%でございます。8月20日から8月31日までの宿泊稼働率につきましては、申しわけありません。手持ち資料がございません。

委員長

ほかにはないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。

これより、議案第118号中農林水産部所管分、議案第124号、議案第125号、議案第132号、議案第133号、以上5件を一括して討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

討論なしと認めます。

これより、議案第118号中農林水産部所管分、議案第124号、議案第125号、議案第132号、議案第133号、以上5件を一括して採決いたします。

各案件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

御異議なしと認めます。

よって、各案件は、原案可決されました。

以上で、農林水産部所管分の議案の審査を終了いたします。

次に、農林水産部所管分で、ただいまの議案以外に、何か質問はありませんか。

金厚委員

議案とはちょっと関係がないものですから、その他で手を挙げたのですけれども、八尾ゆめの森ゆうゆう館の井戸が、掘ってからもう大分たつのですが、お湯の量が減っていること、それと温度が少しずつ下がっているという現状を何か聞いておられますか。

農林事務所

温泉を掘ってから、今現在、あそこは角間温泉

農業振興課長    の湯とブレンドという形でさせてもらっていますけれども、角間温泉の湯が大分減ってきているというお話は聞いております。温度が若干下がってきているというお話はちょっと聞いていなかったのですけれども、角間温泉の湯というのはすばらしくいい温泉なもので、その分が減っていることによって温度が全体的に下がっているのかもしれませんが。1回調べてみます。

金厚委員        今ほど調べてみてほしいと言ったのは、やはり全般的にお湯の量が減ってしまして、温度も下がっています。これが事実だと思います。この井戸を掘ったときに、ちょっと忘れましてけれども、相当の金額がかかっているのです。例えば、八尾地域であれば、大長谷温泉でも相当の金額がかかっています。ある日突然お湯がパンクした場合に、どのような形で処理をするのか、今からやっぱりある程度調査をかけて準備をしておかないと、「さあ来年、井戸を掘ろう」といってもむちゃな話ですから、それも兼ね合わせて将来のことを考えて準備を始めてほしいということで質問をしたわけです。農林水産部長、それで順番にやっていけますか。

農林水産部長    八尾ゆめの森ゆうゆう館につきましては、今まで出ていたお湯が急にぱたんと出なくなるということはないと思っています。ポンプについて

は突然壊れるとお湯が出ないということになる  
ものですから、一応、予備のポンプを常に準備  
しております、大長谷温泉と兼用できるよう  
な形にしておりますので、大丈夫ではないかと  
思っております。ただ、委員がおっしゃるよう  
に井戸の壁が急に落ちたなどといったことで、  
お湯に砂がまじるようですと早急に調査が必要  
になるかと思っております。

金厚委員

今、部長が言われたとおり、どうも過去におい  
て大長谷温泉のポンプが汚泥で詰まってしまっ  
て、何遍も一年に1回か2年に1回くらい修  
理したのですが、1回修理するのに3,000  
万円もかかっていたはずで、それにもう懲り  
て、角間温泉の湯と大長谷温泉の湯を、予備の  
ポンプをもって、入れかえながら準備してい  
ると聞いております。ですから逆に、大長谷温泉  
は大丈夫なのか、あるいは角間温泉は大丈夫な  
のかということではなく、問題は角間温泉の湯で  
八尾ゆめの森ゆうゆう館にこれだけのお金をか  
けて施設をつくっているのに、これが急にアウ  
トになったときの損害というのはやっぱり非常  
に大きいと思うのです。お湯が出ないから人を  
呼べない。例えば旧山田村のようにお湯は出  
ているけれども人が来ないから閉鎖しなくては  
いけないといったこともございますので、それ  
を含めて準備を進めていただきたい。これはあく

まで要望です。

泉委員

エゴマの話で、今、中山間地のほうではやっぱりイノシシの被害が多いので、私の近所の方たちの間でもうわさではあるのですが、エゴマを植えると、そこから中へはイノシシが入ってこないそうです。本当かどうかは別にして、試してみたいという方がたくさんいらっしゃるって、エゴマの種の入手はどこですればいいのかというお話をたくさんいただいております。インターネットなど市の広報等にエゴマの種が欲しければ、どこどこに売っているというようなことを今現在、公開しているのかどうかわからないのですが、公開されていないのでしたらしてほしいという思いでいるのですが、いかがでしょうか。

農業水産課長

エゴマの種につきましては、一般の飼料会社等でも取り寄せることは可能だと思います。ただし、品質面からいきますと、ある程度確立された産地の種を取り寄せたほうが良いと思いますので、とりあえずは農協等で取り組んでいるところにお住まいの方でしたら、一旦農協に話を通していただければ一番手っ取り早いかと思います。また、そのような手段がないという場合は、市でもお話をお聞きして小農業単位でしたら、何とか準備するとか、どこから取り寄せれ

ばいいといった助言はできるかと思います。

泉委員

ですから、今後のことなのですが、エゴマは富山市が推奨しているわけですから、例えばどこで売っているかなど、入手経路がわかりやすいように農林水産部としてホームページに公開、広報してほしいということなのですが、いかがでしょうか。

農業水産課長

検討課題だとは思いますが、実際にエゴマを栽培するということになりますと、ただ単に種を入手してまけばよいということではなく、当然、栽培方法もございまして、最終的な出荷等の話もあり、一連の話ということになってくるかと思えます。そうなってくると種さえ入手できればよいというよりも、やはり最終的に出荷先となる可能性が高い農協あたりと最初から話を進めていくほうが、実際に栽培される方にとっていいのではないかと思います。

泉委員

先ほど申し上げましたが、今の話は、例えば大根を植えているような中山間地において、あぜ道などの草を刈ってそこにエゴマを植えてイノシシの侵入を防ぎたいという話です。そういう方々に対して広報はいかがですかというお話なのですが。

農業水産課長 委員がおっしゃいますとおり、エゴマの圃場について、イノシシが侵入したという例はごくわずかしかございません。ですから、一般的にある程度の抑制効果なのか、あるいはイノシシ自体がエゴマに対して興味を持っていないのか、その辺はよくわからないのですけれども、現実的には侵入したという例はございません。それで、実は来年度、圃場の周りにエゴマを植えて、抑制効果があるかどうか確かめる試験を考えているところです。そうすることによって、実際にエゴマがイノシシに効くかどうかということがだんだんわかってくると思います。今、委員がおっしゃられたように、ただ単にあぜに植えてイノシシの侵入を抑制したいということでしたら、あまり品種などは関係ないと思いますので、それこそ一般の飼料会社等でも構いませんし、実際に直売場などに行きますとエゴマの種を売っているのです、そういうものを利用していただければいいのではないかと思います。

高田委員 各部局の方にいろいろなデータをお聞きしたりしているのですけれども、手作業でなければなかなか把握ができないと言われるデータもあつたりします。それで、農林水産部として、例えば事務をされている中において、こういうものがシステム化されていたらもっと把握しやすいのにといったものがある場合や、他都市では使

っているが、富山市にはまだ入っていないといったものがある場合は、次回の3月の常任委員会のときまでに調べていただいて、御回答いただきたいと思います。これは要望です。なければいいのですが、もしそういうものがあれば…  
…。

農林水産部長 特別、必要だとは感じていないのですけれども。

高田委員 なければいいのですが、もしそういうものが出てきたら次回の3月の常任委員会のときに教えてください。

農林水産部長 意見が出ればお知らせします。

委員長 ほかにないようですので、この程度にとどめます。

以上で、農林水産部所管分を終了いたします。  
これで、12月定例会の当委員会に付託されました、全議案の審査は終了いたしました。

委員各位に、御相談申し上げます。

委員長報告については、正・副委員長に御一任  
願いたいと思いますがいかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 それでは、そのように取り計らいます。



これをもって、平成29年12月定例会の商工  
農林水産委員会を閉会いたします。

平成29年12月定例会  
商工農林水産委員会記録署名

委員長 成田光雄

署名委員 金厚有豊

署名委員 柞山数男